

○ 農林水産税制の特例措置一覧

1. 期限付租税特別措置一覧

注：「共管省庁等」の欄については、他省と共管する特例は「共管」省庁名を記載し、当省が所管しない特例は「所管」する省庁名を記載

(1) 国税

| 税目 | 項目 | 条項 | 内容 | 創設年度 | 適用期限 | 担当課及び共管省庁等(下線は主管) | | | | | | | | | |
|---------------|--|------------|---|------|---------|-------------------------|---------------|-------|-----|---------------|------------------------------------|------|----|--------|--------------------|
| 所得税 | 山林所得に係る森林計画特別控除 | 措法 30 の 2 | 森林経営計画（木安法の認定の特例を適用したものを含む）に基づき山林を伐採又は譲渡した場合、 ① 収入金額の 20%（当該収入金額が 2,000 万円を超える場合には、その超える部分の金額については 10%） ② (収入金額の 50%) - 必要経費 のいずれか低い額を山林所得から控除 | S42 | 8.12.31 | 林.計画課 | | | | | | | | | |
| 法人税 | 中小企業者が経営資源集約化のために株式等を取得した場合の課税の特例 <中小企業事業再編投資損失準備金> | 措法 56 | 中小企業等経営強化法の(1)認定経営力向上計画及び産業競争力強化法の(2)認定特別事業再編計画に基づき他の法人の株式等を取得した場合、その株式等の取得価額の①一定割合以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額を損金算入。(②一定期間を経過した場合は益金算入) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>①一定割合</th> <th>②一定期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) の計画に基づくもの</td> <td>70%以下</td> <td>5年間</td> </tr> <tr> <td>(2) の計画に基づくもの</td> <td>ア 最初に取得した株式等:90% イ ア以外の株式等:100%</td> <td>10年間</td> </tr> </tbody> </table> | | ①一定割合 | ②一定期間 | (1) の計画に基づくもの | 70%以下 | 5年間 | (2) の計画に基づくもの | ア 最初に取得した株式等:90% イ ア以外の株式等:100% | 10年間 | R3 | 9.3.31 | 官.企画グループ 共管:経、国 |
| | ①一定割合 | ②一定期間 | | | | | | | | | | | | | |
| (1) の計画に基づくもの | 70%以下 | 5年間 | | | | | | | | | | | | | |
| (2) の計画に基づくもの | ア 最初に取得した株式等:90% イ ア以外の株式等:100% | 10年間 | | | | | | | | | | | | | |
| 法人税 | 特許権等の譲渡等による所得の課税の特例 <イノベーションボックス税制> | 措法 59 の 3 | 特定特許権等の譲渡又は貸付けを行った場合、次の金額のうちいずれか少ない金額の 30%を損金算入。 ① その事業年度において行った特許権譲渡等取引について、次のイの金額に次のロの金額のうち次のハの金額の占める割合を乗じた金額を合計した金額 イ その特許権譲渡等取引に係る所得の金額 ロ 特許権譲渡等取引に係る特定特許権等に直接関連する研究開発に係る金額の合計額 ハ 上記ロの金額に含まれる適格研究開発費の額の合計額 ② 当期の所得の金額 | R6 | 14.3.31 | 技.研究推進課 共管:経、厚、内 | | | | | | | | | |
| | 技術研究組合の所得の計算の特例 | 措法 66 の 10 | 技術研究組合が賦課金をもって取得又は製作した試験研究用固定資産を 1 円まで圧縮記帳 | S36 | 9.3.31 | 技.研究推進課 共管:経、総、国、厚、環 | | | | | | | | | |

| 税目 | 項目 | 条項 | 内容 | 創設年度 | 適用期限 | 担当課及び共官省庁等(下線は主管) |
|---------|--|--------------|---|------|--------|--|
| 法人税 | 農協等の合併に係る課税の特例 | 措法 68 の 2 | 農協等が一定の要件を満たした合併を行う場合には適格合併(簿価による資産の引継)を認める | H13 | 7.3.31 | 経.協同組織課 林.経営課 水.水産経営課 |
| | 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止 | 措法 68 の 5 | 積立金に係る特別法人税(1%)の課税の停止 | H11 | 8.3.31 | 経.協同組織課 共管:財、 <u>厚</u> 、 <u>総</u> 、 <u>文</u> 、 <u>経</u> 、 <u>金</u> |
| 所得税・法人税 | 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除【研究開発税制】 | 措法 10、42 の 4 | 税額控除の上限は、①*及び②の合計で所得税額又は法人税額の最大 45% ※一定のベンチャーの場合は、①の控除上限に 15%を加算 | | | 官.企画グループ 国.知的財産課 技.研究推進課 共管: <u>経</u> 、 <u>総</u> 、 <u>文</u> 、 <u>厚</u> 、 <u>国</u> 、 <u>環</u> 、 <u>防</u> 、 <u>内</u> 、 <u>復</u> |
| | ※中小企業等の試験研究費に係る特別措置(期限の定めのない租税特別措置:地方税)と連動 | 地法附 8①～④ | | | | |
| | ① - 1 【一般型】 ・一般試験研究費に係る税額控除制度 | | 【税額控除率】 試験研究費の増減に応じて 1 (注)～14%* (控除率 10%超の部分は時限措置(3年間)) 注:令和 8 年度以後、増減試験研究費割合が零(満たない事業年度については税額控除率を段階的に調整するとともに、税額控除率の下限(現行:1%)を撤廃。 ※試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合 通常の控除率×{(試験研究費割合-10%)×0.5}を通常の控除率に加算(税額控除率は最大 14%) 【税額控除の上限】 i)とii)を比較して高い方を適用 i) 法人税額等の最大 35% (恒久措置:25%、時限措置:10%*) ※試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合 (試験研究費割合-10%)×2を税額控除上限(30%)に上乗せ(上乗せは上限 10%) ii) 法人税額等の最大 30% (恒久措置:25%、時限措置:±5%*) ※増減試験研究費割合が 4%を超える部分 1%当たり当期の法人税額の 0.625% (5%を上限とする)を加算し、試験研究費割合がマイナス 4%を下回る部 1%の当たりの当期の法人税の 0.625% (5%を上限とする)を減算。 | S42 | - | (10%超部分) 8.3.31 8.3.31 8.3.31 8.3.31 |

| 税目 | 項目 | 条項 | 内容 | 創設年度 | 適用期限 | 担当課及び共官省庁等(下線は主管) |
|---------|---|-------------|--|------|---|---|
| 所得税・法人税 | ① - 2 【中小企業技術基盤強化税制】 ・ 中小企業者等の試験研究費に係る税額控除制度 | | <p>【税額控除率】 試験研究費の増減に応じて12~17%※ (控除率12%超の部分は時限措置(3年間))</p> <p>※試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合 通常の控除率×{(試験研究費割合-10%)×0.5}を通常の控除率に加算(税額控除率は最大17%)</p> <p>【税額控除の上限】 法人税額等の最大35% (恒久措置:25%、時限措置:10%※) ※ i) 又は ii) を選択適用 i) 売上高試験研究費割合が10%超の場合 ii) 増減試験研究費割合が12%超の場合</p> | S60 | <p>—</p> <p>(12%超部分) 8.3.31</p> <p>() 8.3.31</p> <p>() 8.3.31</p> | |
| | ② 【オープンイノベーション型】 ・ 特別試験研究費に係る税額控除制度 | | <p>産学官連携又は一定の契約に基づき企業間で実施される共同研究・委託研究等の特別試験研究費総額に係る控除制度</p> <p>【税額控除率】 相手方が大学・特別研究機関等：30% 相手方がスタートアップ等：25% 相手方が国公立大学・国立研究開発法人の外部化法人：25% 相手方がその他(民間企業等)：20% 大企業等への委託研究で一定のものも対象：20%</p> <p>【税額控除の上限】 法人税額等の10%</p> | H15 | 8.3.31 | |
| | 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除 <中小企業投資促進税制> | 措法10の3、42の6 | <p>取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除(税額控除の対象法人は、資本金の額等が3,000万円以下の中小企業等(特定中小企業者等)に限る。)</p> <p>(控除税額との合計で、所得税額又は法人税額の20%とする。控除限度超過額は1年間繰越し可能)</p> | H10 | 7.3.31 | 官.企画グループ 農.技術普及課 畜.企画課 経.協同組織課 林.経営課 水.水産経営課 共管:経、総、厚、 国 |

| 税目 | 項目 | 条項 | 内容 | 創設年度 | 適用期限 | 担当課及び共官省庁等(下線は主管) |
|---------|---|---------------------------|---|------|--------|--|
| 所得税・法人税 | 中小企業等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除 <中小企業経営強化税制> | 措法 10 の 5 の 3、42 の 12 の 4 | 中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画に基づき特定経営力向上設備等を取得した場合、即時償却又は取得価額の7%（特定中小企業者等にあつては10%）の税額控除の選択適用（特定経営力向上設備等：機械装置（発電設備は経済産業大臣が指定するものに限る）、工具、器具・備品、ソフトウェア、建物附属設備。） | H29 | 7.3.31 | 官.企画グループ 農.技術普及課 畜.企画課 林.経営課 水.水産経営課 共管:経、総、厚、国 |
| | 環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却 <みどり投資促進税制> | 措法 11 の 4、44 の 4 | 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づき、 ① 環境負荷低減事業活動実施計画等の認定を受けた農林漁業者が環境負荷低減事業活動用資産の取得等をした場合 ② 基盤確立事業実施計画の認定を受けたものが基盤確立事業用資産の取得等をした場合 には、取得価額の32%（建物及びその附属設備並びに構築物は16%）の特別償却。 ※環境負荷低減事業活動用資産とは、認定環境負荷低減事業活動実施計画等に記載された環境負荷低減事業活動等の用に供する設備等に該当する機械その他の減価償却資産で、一定の要件に該当するもののうち、取得価額が100万円以上のもの。 ※基盤確立事業用資産とは、認定基盤確立事業実施計画に記載された基盤確立事業の用に供する設備等に該当する機械その他の減価償却資産で、化学肥料又は化学農薬に代替する生産資材（普及が十分でないものに限る。）を製造する専門の設備等。 | R4 | 8.3.31 | 官.環境バイオマス政策課 (関係課) 官.新事業・食品産業政策課 畜.企画課 畜産振興課 飼料課 農.技術普及課 林.経営課 水.水産経営課 |
| | 生産方式革新事業活動用資産等の特別償却 <スマート農業技術活用投資促進税制> | 措法 11 の 5、44 の 5 | 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律の認定生産方式革新実施計画に基づき次に掲げる生産方式革新事業活動用資産等を取得した場合、取得価額の一定割合を特別償却 (1) 農作業の効率化等を通じた農業の生産性の向上に著しく資するもの 対象設備等：機械・装置、器具・備品、建物・建物附属設備、構築物 特別償却率：32%（建物及びその附属設備並びに構築物は16%） (2) 農業者等が行う生産方式革新事業活動の促進に特に資するもの 対象設備等：機械・装置 特別償却率：25% | R6 | 9.3.31 | 農.技術普及課 技.技術政策室 |

| 税目 | 項目 | 条項 | 内容 | 創設年度 | 適用期限 | 担当課及び 共官省庁等 (下線は主管) |
|---------|--|-----------|---|------|--------|---|
| 所得税・法人税 | 特定地域における工業用機械等の特別償却 | 措法 12、45 | | | | |
| | ① 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき公示された過疎地域 | | 過疎地域のうち市町村が定める過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域内の地区において、機械装置、建物等及び構築物の取得等をした場合、5年間普通償却限度額の32%（建物等及び構築物は48%）を割増償却。 | S45 | 9.3.31 | 振.地域振興課 共管： <u>総</u> 、 <u>国</u> |
| | ② 沖縄振興特別措置法第35条の2第1項に規定する産業イノベーション促進地域として定められている地区 | | 機械・装置：取得価額の34%の特別償却 建物・附属設備：取得価額の20%の特別償却 | H24 | 7.3.31 | (関係課) 農.地域作物課 所管： <u>内</u> 、 <u>経</u> |
| | ③ 半島振興法に基づき指定された半島振興対策実施地域 | | 機械・装置：5年間普通償却限度額の32%の割増償却 建物・附属設備：5年間普通償却限度額の48%の割増償却 | S61 | 7.3.31 | 振.地域振興課 共管： <u>国</u> 、 <u>総</u> |
| | ④ 離島振興法に基づき指定された離島振興対策実施地域 | | ※対象地区から過疎地域に係る措置の対象地区を除外（令和5年度改正） | H5 | 7.3.31 | |
| | ⑤ 奄美群島振興開発特別措置法に規定する奄美群島 | | 機械・装置：5年間普通償却限度額の32%の割増償却 建物・附属設備：5年間普通償却限度額の48%の割増償却 ※経過措置を講じた上で6.3.31をもって廃止（令和6年度改正） | H10 | 6.3.31 | |
| | 農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却 | 旧措法 13、46 | 農業競争力強化支援法の認定を受けた事業再編計画に記載された事業再編促進設備等を構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をした場合には、当該資産について5年間35%（建物及びその附属設備並びに構築物は40%）を割増償却 ※経過措置を講じた上で6.3.31をもって廃止（令和6年度改正） | H29 | 6.3.31 | 農.技術普及課 (関係課) 官.企画グループ 食品流通課 食品製造課 外食・食文化課 畜.牛乳乳製品課 食肉鶏卵課 飼料課 農.企画課 穀物課 貿易業務課 地域作物課 |

| 税目 | 項目 | 条項 | 内容 | 創設年度 | 適用期限 | 担当課及び共官省庁等(下線は主管) |
|---------|--------------------------------|---------------------------------------|--|------|-------------------------------------|--|
| 所得税・法人税 | 輸出事業用資産の割増償却 <輸出促進税制> | 措法 13、46 | 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の認定輸出事業者が輸出事業用資産の取得等をして、その資産を輸出事業の用に供した場合には、5年間30%（建物及びその附属設備並びに構築物は35%）を割増償却 ※輸出事業用資産とは、認定輸出事業計画に記載された輸出事業の用に供する施設に該当する機械装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、一定の要件等に該当するもの。 | R4 | 8.3.31 | 国.輸出支援課 (関係課) 官.食品製造課 食品流通課 農.園芸作物課 果樹・茶グループ 地域作物課 企画課 畜.牛乳乳製品課 食肉鶏卵課 林.木材利用課 水.加工流通課 |
| | 農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例 | 措法 24 の 2、 24 の 3、61 の 2、61 の 3 | 青色申告を行う認定農業者（個人・農地所有適格法人）又は認定新規就農者（個人）（農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画において農業を担う者として位置付けられている者に限る。（注））が経営所得安定対策等の交付金を準備金として積み立てた場合、積立分を個人は必要経費算入、法人は損金算入及び5年以内に認定計画に従い農用地及び農業用機械・施設等を取得等した場合の圧縮記帳（5年間固定資産を取得しない場合、5年を経過した積立分は取り崩し、個人は総収入金額・法人は益金算入） 準備金積立限度額：交付金受領額と所得の金額のいずれか少ない金額 圧縮限度額：準備金取崩額及び交付金受領額のうち準備金に積み立てなかった額の合計額と所得の金額のいずれか少ない金額（認定計画に記載のない農用地等を取得した場合は圧縮記帳の対象外。） ※対象となる農業用機械等から取得価額が30万円未満の資産を除外 注：地域計画が策定されていない地域については、人・農地プランにおいて中心経営体として位置付けられている者に限る（令和6年度までの経過措置）。 | H19 | 7.3.31 | 経.経営政策課 農.穀物課経営安定対策室 |
| | 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例 | 措法 25、67 の 3 | 農業を営む個人又は農地所有適格法人が、その飼育した肉用牛を所定の方法で売却し、その肉用牛が免税対象飼育牛（売却価額が1頭当たり100万円未満（交雑種にあつては80万円未満、乳用種にあつては50万円未満）又は高等登録牛）であり、かつ、その売却頭数が年間1,500頭以内までは、農業を営む個人にあつてはその所得に対する所得税を免除し、農地所有適格法人にあつてはその売却による利益相当額を損金算入 | S42 | 所得税 8.12.31 法人税 9.3.31 | 畜.食肉鶏卵課 |

| 税目 | 項目 | 条項 | 内容 | 創設年度 | 適用期限 | 担当課及び共官省庁等(下線は主管) |
|---------|--|-------------------------------|--|------|----------|----------------------------------|
| 相続税・贈与税 | 個人の事業用資産についての納税猶予の特例(個人版事業承継税制) | 措法70の6の8、70の6の9、70の6の10 | 青色申告書を提出する後継者が贈与・相続等により特定事業用資産を取得し事業を継続する場合に、その取得した特定事業用資産に係る相続税・贈与税の納税を猶予 ※ 後継者は、承認計画(下記参照)に記載された後継者であって、中小企業経営承継円滑化法の認定を受けた者 ※ 特定事業用資産とは、被相続人・贈与者の事業の用に供されていた ・土地(400㎡まで) ・建物(800㎡まで) ・減価償却資産(牛馬・果樹等の耐用年数省令に定める生物を含む) ※ 承認計画とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて作成された計画でH31.4.1~R8.3.31までの間に都道府県に提出されたもの | H31 | 10.12.31 | 所管: <u>経</u> 、厚 |
| | 非上場株式についての納税猶予の特例(事業承継税制の特例) | 措法70の7の5、70の7の6、70の7の7、70の7の8 | 後継者が承継会社の代表権を有していた者から、贈与又は相続若しくは遺贈により当該承継会社の非上場株式を取得した場合の納税猶予(措法70の7~70の7の3)について、10年を限りに以下の特例を措置 ・適用対象株式の拡大 全株式の2/3 → 全株式 ・猶予割合の緩和 80% → 100% ・雇用要件の緩和 5年間平均8割維持 → 弾力化 ・承継パターンの拡大 ・経営環境変化による解散等の場合の減免 等 ※ 後継者は、特例承認計画(下記参照)に記載された後継者であって、中小企業経営承継円滑化法の認定を受けた会社の代表権を有し、同族関係者のうち議決権を最も多く有する者(後継者が2名又は3名以上の場合は上位2名又は3名まで) ※ 特例承認計画とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて作成された計画でH30.4.1~R8.3.31までの間に都道府県に提出されたもの | H30 | 9.12.31 | 所管: <u>経</u> 、厚 |
| | 農地等についての贈与税又は相続税の納税猶予等に係る利子税の特例 | 措法70の8 | 農地等についての贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地等を収用交換等により譲渡した場合に納付すべき利子税の額を免除。 | H26 | 8.3.31 | (関係課) 経.農地政策課 所管: <u>国</u> |
| 登録免許税 | 農用地利用集積等促進計画に基づき農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減 | 措法77 | 20/1,000→10/1,000 | S56 | 8.3.31 | 経.農地政策課 |
| | 農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減 | 措法77の2 | 20/1,000→10/1,000 | H26 | 8.3.31 | 経.農地政策課 |
| | 信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減 | 措法78② | 4/1,000→1.5/1,000 | S48 | 7.3.31 | 経.金融調整課 林.企画課 水.水産経営課 |

| 税目 | 項目 | 条項 | 内容 | 創設年度 | 適用期限 | 担当課及び 共官省庁等 (下線は主管) |
|-------|--|-----------|---|------|--------|---------------------------|
| 登録免許税 | 認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減 〔産業競争力強化法〕 i : 認定事業再編計画によるもの ii : 認定特別事業再編計画によるもの ※「農業競争力強化支援法」の認定事業再編計画に基づき行うもの及び「中小企業等経営強化法」の認定経営力向上計画に基づき行うものは、所要の経過措置を講じた上で6.3.31をもって廃止(令和6年度改正) | 措法 80①、② | 会社の設立・増資 i : 7/1,000→3.5/1,000 ----- 合併による会社設立・増資 i : 1.5/1,000→1/1,000 ----- 合併による会社設立・増資(純増部分)(資本金3,000億超を除く。) i : 7/1,000→3.5/1,000 合併による増資(純増部分)(資本金3,000億超を除く。) ii : 7/1,000→1.5/1,000 ----- 分割による会社設立・増資(資本金3,000億超を除く。) i : 7/1,000→5/1,000 分割による増資(資本金3,000億超を除く。) ii : 7/1,000→3/1,000 ----- 法人の設立・増資による不動産移転 i : 20/1,000→16/1,000 ※ 売買による土地の所有権移転の登記については、措法72により有利な税率が設定。 (20/1,000→15/1,000) ----- 合併による不動産移転 i : 4/1,000→2/1,000 ii : 4/1,000→1/1,000 ----- 分割による不動産移転 i : 20/1,000→4/1,000 ii : 20/1,000→1/1,000 事業に必要な資産の譲受けの場合の不動産移転 ii : 20/1,000→12/1,000 | H25 | 9.3.31 | 官.企画グループ 共管:経、総、国 |
| | 認定開発供給実施計画に基づき行う登記の税率の軽減 〔農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律〕 | 措法 80 の 3 | 会社の設立・増資 7/1,000→3.5/1,000 ----- 合併による会社設立・増資 1.5/1,000→1/1,000 ----- 合併による会社設立・増資(純増部分)(資本金3,000億超を除く。) 7/1,000→3.5/1,000 ----- 分割による会社設立・増資(資本金3,000億超を除く。) 7/1,000→5/1,000 ----- 法人の設立・増資による不動産移転 20/1,000→16/1,000 ※ 売買による土地の所有権移転の登記については、措法72により有利な税率が設定。 (20/1,000→15/1,000) ----- 法人の合併による不動産移転 4/1,000→2/1,000 ----- 法人の分割による不動産移転 20/1,000→4/1,000 | R6 | 9.3.31 | 技.技術政策室 研究推進課 |

| 税目 | 項目 | 条項 | 内容 | 創設年度 | 適用期限 | 担当課及び 共官省庁等 (下線は主管) |
|---------------|--|----------|---|------|---------|--|
| 石油 石炭 税 | 農林漁業用A重油に対する石油石炭税の特例 | | | | 10.3.31 | 農.園芸作物課 水.加工流通課 (関係課) 林.経営課 共管:経 |
| | 引取りに係る石油製品等の免税 | 措法90の4 | 免税 (「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乗せされる税率を含む) | S53 | | |
| | 特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付 | 措法90の6 | 石油石炭税相当額を製造業者に還付 (「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乗せされる税率を含む) | H元 | | |
| | 特定の石油製品等を特定の運送、農林漁業又は発電の用に供した場合の石油石炭税の還付 | 措法90の3の4 | 農林漁業に利用される軽油については、「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乗せされる税率についてのみ還付 | H24 | 8.3.31 | 農.技術普及課 林.経営課 木材産業課 水.加工流通課 |

(2) 地方税

| 税目 | 項目 | 条項 | 内容 | 創設年度 | 適用期限 | 担当課及び 共官省庁等 (下線は主管) |
|--------------------|--|--------|--|------|--------|---|
| 住民 税 | 肉用牛の売却による事業所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例 | 地法附6 | 農業を営む個人が、その飼育した肉用牛を所定の方法で売却し、その肉用牛が免税対象飼育牛(売却価額が1頭当たり100万円未満(交雑種にあつては80万円未満乳用種にあつては50万円未満)又は高等登録牛)であり、かつ、その売却頭数が年間1500頭以内までは、その所得に係る所得割の額を免除 | S43 | 9年度 | 畜.食肉鶏卵課 |
| 不動 産 取得 税 | 農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る特例措置 | 地法附11① | 取得価格の1/3相当額を控除 (交換による取得の場合は、取得価格の1/3相当額又は失った土地の価格を控除) | S56 | 7.3.31 | 経.農地政策課 |
| | 農業協同組合等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用施設に係る特例措置 | 地法附11⑩ | 価格に施設の取得価額に対する貸付額の割合(当該割合が1/2を超える場合にあっては1/2)を乗じて得た額を価格から控除した額が課税標準 | S30 | 7.3.31 | 経.金融調整課 (関係課) 官.食品流通課 林.企画課 水.水産経営課 |
| | 中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画に基づき譲受した不動産に係る特例措置 | 地法附11⑬ | 取得価格の1/6相当額を価格から控除した額が課税標準 | H30 | 8.3.31 | 官.企画グループ 共管:経、厚 |

| 税目 | 項目 | 条項 | 内容 | 創設年度 | 適用期限 | 担当課及び 共管省庁等 (下線は主管) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|------------------|--|--------|--------------------------------------|---------------------------|-----|-----------|-----|-----------|-----|----|--------|-----|--------|-----|------|-----------|-----|-----------|-----|----|-----------|-----|-----------|-----|-------------------|--------|------|--------|-----|-----|--------|------------------------|
| 固定資産税 | 公共の危害防止のために設置された施設又は設備（汚水又は廃液処理施設）に係る特例措置 | 地法附 15② | 大臣配分資産又は知事配分資産：1/2控除 その他の資産：1/2を参酌して市町村が条例で定める割合に基づく控除 【対象施設】 沈澱又は浮上装置、油水分離装置、污泥処理装置、ろ過装置、濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄又は冷却装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈澱装置、イオン交換装置、生物化学的処理装置、脱アンモニア装置、貯溜装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備（汚水若しくは廃液の有用成分を回収すること又は汚水若しくは廃液を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く。） ※適用対象を暫定排水基準が適用されている事業者が取得した処理施設に限定（令和4年度改正） | S35 | 8.3.31 | 畜産振興課 共管：経、環 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づきバイオ燃料製造業者が取得したバイオ燃料製造施設に係る特例措置 | 地法附 15⑩ | ガス製造設備については3年間1/2控除、エタノール製造設備、脂肪酸メチルエステル製造設備については3年間1/3控除、木質固形燃料製造設備については3年間1/4控除 ※バイオディーゼル燃料（脂肪酸メチルエステル）製造設備は適用対象を中小事業者等に限定（平成30年度改正） ※木質固形燃料製造設備は適用対象を中小事業者等及び農業協同組合等に限定（令和4年度改正） ※木質固形燃料製造設備に係る課税標準を価格の3/4に縮減（令和6年度改正） | H20 | 8.3.31 | 官、環境バイオマス政策課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置 | 地法附 15⑮ | 課税標準は、以下の資産ごとに、電源に応じた割合を適用した額（3年度分） ・大臣配分資産又は知事配分資産：以下の割合を乗じた額 ・その他の資産：以下の割合を参酌して市町村が条例で定める割合を乗じた額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象資産</th> <th>発電出力</th> <th>課税標準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">太陽光</td> <td>1,000kW以上</td> <td>3/4</td> </tr> <tr> <td>1,000kW未満</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">風力</td> <td>20kW以上</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>20kW未満</td> <td>3/4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中小水力</td> <td>5,000kW以上</td> <td>3/4</td> </tr> <tr> <td>5,000kW未満</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地熱</td> <td>1,000kW以上</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>1,000kW未満</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">バイオマス (2万kW未満)</td> <td>1万kW以上</td> <td>2/3※</td> </tr> <tr> <td>1万kW未満</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table> ※一般木質・農作物残さ区分に該当するものは6/7 | 対象資産 | 発電出力 | 課税標準 | 太陽光 | 1,000kW以上 | 3/4 | 1,000kW未満 | 2/3 | 風力 | 20kW以上 | 2/3 | 20kW未満 | 3/4 | 中小水力 | 5,000kW以上 | 3/4 | 5,000kW未満 | 1/2 | 地熱 | 1,000kW以上 | 1/2 | 1,000kW未満 | 2/3 | バイオマス (2万kW未満) | 1万kW以上 | 2/3※ | 1万kW未満 | 1/2 | H24 | 8.3.31 | 官、環境バイオマス政策課 共管：経、環 |
| | 対象資産 | 発電出力 | 課税標準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 太陽光 | 1,000kW以上 | 3/4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1,000kW未満 | 2/3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 風力 | 20kW以上 | 2/3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 20kW未満 | 3/4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中小水力 | 5,000kW以上 | 3/4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 5,000kW未満 | 1/2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地熱 | 1,000kW以上 | 1/2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1,000kW未満 | 2/3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| バイオマス (2万kW未満) | 1万kW以上 | 2/3※ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1万kW未満 | 1/2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農業協同組合等が一定の資金の貸付を受けて取得した共同利用機械等に係る特例措置 | 地法附 15⑳ | 課税標準について3年間1/2控除 | S49 (R2から時限) | 7.3.31 | 経、金融調整課 (関係課) 林、企画課 水、水産経営課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 税目 | 項目 | 条項 | 内容 | 創設年度 | 適用期限 | 担当課及び 共管省庁等 (下線は主官) |
|-------------|--|-----------|---|------|--------------------------------|--|
| 固定資産税 | 農業協同組合等が認定新規就農者に利用させるために取得した機械装置等に係る特例措置 | 地法附 15㉔ | 課税標準について 5 年間 1/3 控除 | R2 | 8.3.31 | 経.就農・女性課 |
| | 生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置 (中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に基づき取得する先端設備等に係る特例措置) | 地法附 15㉔ | ・計画中に賃上げ表明に関する記載なし：3 年間、課税標準を 1/2 に軽減 ・計画中に賃上げ表明に関する記載あり：以下の期間、課税標準を 1/3 に軽減 ①令和 6 年 3 月末までに設備取得：5 年間 ②令和 7 年 3 月末までに設備取得：4 年間 対象施設：機械及び装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備 ※導入促進基本計画を定める市町村に限る。 | R5 | 7.3.31 | 所管：経 |
| 固定資産税・都市計画税 | 農地中間管理機構が新たに農地中間管理権を取得した農地に係る特例措置 | 地法附 15㉔ | 農地中間管理権の存続期間が 10 年以上の場合 3 年間（存続期間が 15 年以上の場合は 5 年間） 1/2 控除 | H28 | 8.3.31 | 経.農地政策課 |
| | 農地の負担調整措置 | 地法附 19、26 | ①評価額課税による税額が、②農地調整税額（前年度分の課税標準額×負担調整率×税率）を超える場合（①>②）には、②をその年度の税額とする。 | S51 | 8 年度 (9.3.31) | 経.農地政策課 振.農村計画課 |
| 事業所税 | 特定農産加工業経営改善等臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置 | 地法附 33㉟ | 改正特定農産加工法に基づき、以下の計画の承認を受けた特定農産加工業者の資産割を 1/4 控除 ①経営改善措置に関する計画 【特定農産加工業種】 ①かんきつ果汁製造業、②非かんきつ果汁製造業、③パインアップル缶詰製造業④こんにゃく粉製造業、⑤トマト加工品製造業、⑥甘しょでん粉製造業、⑦馬鈴しょでん粉製造業、⑧米加工品製造業、⑨麦加工品製造業（パスタ製造業を含む※）、⑩砂糖製造業※、⑪菓子製造業（チョコレート製造業、キャンデー製造業及びビスケット製造業に限る。）※、⑫乳製品製造業、⑬牛肉調製品製造業、⑭豚肉調製品製造業 ※は平成 31 年度税制改正で追加した業種 ②調達安定化措置に関する計画 小麦若しくは大豆又はこれらを使用して生産された農産加工品を原材料として使用する食品製造業 ※改正特定農産加工法に基づき、調達安定化措置に関する計画の承認を受けた特定農産加工業者を特例の対象に追加（令和 6 年度改正） | H 元 | 法人 8.3.31 個人 7 年分 | 官.食品製造課 (関係課) 農.園芸作物課 果樹・茶グループ 穀物課 米麦流通加工 対策室 貿易業務課 地域作物課 畜.牛乳乳製品課 食肉鶏卵課 |

| 税目 | 項目 | 条項 | 内容 | 創設年度 | 適用期限 | 担当課及び 共管省庁等 (下線は主管) |
|-------|---|----------------|-----------------------------|------|---------|---|
| 軽油引取税 | 軽油引取税の課税免除の特例措置 | 地法附 12 の 2 の 7 | 農林漁業用、木材産業用軽油の免税 (32.1 円/ℓ) | H21 | 9.3.31 | 農.技術普及課 畜.畜産振興課 飼料課 経.就農・女性課 振.土地改良企画課 技.研究推進課 研究調整課 林.経営課 木材産業課 水.加工流通課 |
| 狩猟税 | 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 | 地法附 32① | 課税免除 | H27 | 11.3.31 | 振.鳥獣対策・農村環境課 共管：環 |
| | 鳥獣保護管理法に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 | 地法附 32② | 課税免除 | H27 | 11.3.31 | 振.鳥獣対策・農村環境課 共管：環 |
| | 鳥獣保護管理法に基づき鳥獣の管理の目的による許可を受けて鳥獣の捕獲等をする者及びその従事者が受ける狩猟者の登録 | 地法附 32 の 2 | 税率を 1/2 軽減 | H27 | 11.3.31 | 振.鳥獣対策・農村環境課 共管：環 |